

平成25年9月12日

## 介護福祉士等各種養成施設の指導監督に関する行政評価・監視 ＜調査結果に基づく通知に対する改善措置状況＞

関東管区行政評価局（局長：大西一夫）は、地域の住民生活に密着した行政上の問題点を取り上げ、行政運営の改善を図るため、行政評価・監視を実施しています。

当局では、平成24年8月から12月にかけて標記の行政評価・監視を実施し、その結果に基づき、25年1月に、介護福祉士等各種養成施設の適切な管理・運営を図る観点から、関東信越厚生局に必要な改善措置について通知し、同年2月に回答を得ているところです。

この度、この行政評価・監視について、2回目のフォローアップ（改善措置状況の照会）を行いましたので、その結果を公表するものです。

### 【ポイント】

- ① 前回の回答において改善方策が示されていた項目については、その取組内容
  - 調査対象とした養成施設に対する指導について、実施時期及び内容を確認
- ② 前回の回答において改善方策を「検討すること」とされていた項目については、その後の措置状況
  - 定期報告の確認事項の重点化や制度周知の方策について、その後の取組内容を確認

〈本件照会先〉  
総務省関東管区行政評価局  
第二部第2評価監視官室官 椎名  
電 話：048-600-2330  
F A X：048-600-2338

# 「介護福祉士等各種養成施設の指導監督に関する行政評価・監視」の調査結果に基づく通知に対する改善措置状況(2回目のフォローアップ)の概要(ポイント)

【通知先】関東信越厚生局 【通知日】平成25年1月18日  
【1回目の回答日】平成25年2月14日  
【2回目の回答日】平成25年8月16日

## 1 調査の概要

国の資格制度の創設、整備に伴い、厚生労働省は、福祉・食品衛生分野等における各種資格の養成施設を多数指定し、関係法令等により、教育課程等の指定基準等を定めている。資格の中には養成施設の課程修了により資格を取得できるものもあり、指定基準等の遵守など養成施設における適切な管理・運営が重要

本行政評価・監視は、養成施設の適切な管理・運営を図る観点から、関東信越厚生局(以下「厚生局」という。)による指導監督の状況等について、埼玉県内の21養成施設(介護福祉士養成施設8、指定保育士養成施設8、調理師養成施設5)を実地に調査し、以下のような事項を通知  
この通知に対し、厚生局がその後どのような改善措置を講じたか、2回目のフォローアップ結果を公表するもの

## 2 主な通知事項及び厚生局が講じた改善措置状況

### 【通知事項】

#### (1) 指定基準等の遵守

- ① 養成施設に対し、教員の資格要件の確認や授業時間数の確保等について指定基準等を遵守するよう指導すること
- ② 養成施設に対し、定員の遵守や規程・表簿類の整備等について、指導すること

#### (2) 変更手続及び定期報告の励行

養成施設に対し、変更承認申請及び変更届の励行について指導するとともに、定期報告の内容が適切なものとなるよう指導すること

#### (3) 養成施設に対する指導

指導調査の充実とともに、定期報告の活用など指導調査以外の措置を総合的に講じることにより、養成施設に対する指導を徹底すること

- ① 指導調査の効率的・効果的な実施方法を検討
- ② 指導調査に基づく改善の確保
- ③ 定期報告を端緒として実態を把握し、指定基準不適合が継続している場合は改善指導
- ④ 自己点検を実施することを改めて周知徹底
- ⑤ 指導調査結果を踏まえた集団指導、ホームページによる正確な情報提供

### 【1回目の回答】

● 指摘のあった養成施設については、指定基準の遵守状況を確認し、必要な指導を行う。

● 指摘のあった養成施設については定期報告の内容確認を行い、必要な指導を行う。

● 効果的な制度の周知方法を検討する。

- ① 効果的な指導調査の実施方法の検討を進める。また、指導調査結果のホームページ掲載内容の充実を進める。
- ② 指摘事項の改善が十分でない養成施設に対する指導の徹底に努める。
- ③ 定期報告の確認事項の重点化等、効果的な実施方法の検討を進める。
- ④ 自己点検の実施について効率的な周知方法の検討を進める。
- ⑤ 集団指導やホームページの充実等、指定基準等の周知方法の検討を進める。

### 【2回目のフォローアップ結果】

● 平成25年3月に、21養成施設に対しあらためて自己点検の実施及び改善方策の提出を求め、個別ヒアリングや指導調査を実施

● 平成25年4月以降に新たに指定した養成施設等に、定員遵守、必要教員数の確保等を要請する局長通知を发出し、今後も継続

● 平成25年3月に、21養成施設に対し変更手続及び定期報告の励行を含め、法令等に基づく適切な運営について注意喚起

● 平成25年4月以降に新たに指定した養成施設等に、定期報告及び変更手続の励行を求める局長通知を发出し、今後も継続

- ① 平成25年度の指導調査件数は昨年度実績を上回る施設数を計画、また、ホームページに昨年度の指導調査実績を反映(年内までに反映)
- ② 指摘事項に対する改善状況は、次年度の定期報告等により確認を徹底
- ③ 定期報告の点検は、資格種別ごとに確認事項を重点化し、特に定員超過については設置者を指導
- ④ 自己点検の実施は、資格種別ごとに自己点検の実施を周知徹底する文書を发出し、今後も継続
- ⑤ 制度改正に伴う集団指導の機会を捉えて指導調査結果を周知、ホームページに養成施設担当者向けの情報をQ&A形式により新たに掲載し、順次更新

(注)「養成施設等」とは、厚生労働省が法令等により指定基準等を定める、専門職種に就くための資格要件又は受験資格を得るための養成施設、養成所、養成機関をいう。